

広島県告示第七百三十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。）第一百五条第一項第二号口の規定による加入区（区域及び区分）を次のとおり定めた。

平成十九年六月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

法第百四条第二号に掲げる漁業

区 域	区 分
広島市区域（広島市漁業協同組合の地区）	一 似島地区で総トン数十トン未満の漁船を使用して営むなまここぎ網漁業 二 一に掲げる漁業以外の漁業